保険部主事今村國治氏文部長に語つた事に今回の議首は昨年末の役員改選の際
問題と明言した　以上
右渡橋文部議首真相並に経過を昭和六年一月十日渡橋文部次官の報告書に依り
報告す

昭和六年一月十六日

赤坂文部幹事會

文部幹事會報告

期日　一月十五日午後七時　場所　文部事務所
出席　文部長以下幹事全員

報告

一、渡橋文部不当解雇真相並に経過報告　國山文部長

右報告書ノ通リ報告サル

一、渡橋文部不当解雇絶対反対並に徹底的抗爭ヲ應援セントスルモノデアル

右決議ス

赤坂文部幹事會

一、渡橋文部解雇問題に関する件

(4) 一別項報告書に依り我々は新聞紙上に於ける事件の経過を見る時に業務執行者乃至は管理者の無責任なる事は認められるも其の罪に対する処理方法が余りにも人情味なく餘りにも大なるを知らしめんとする煙幕を張つた感は無理欠陥をしたものとして我々の眼を易々と欺らんとする事は今後如何様にして厚顔に振しく行はれ得るやと思ふ所存の如き十二月三十一日の社長は除夜の鐘を自宅で聞いたとのこと、たこと迄何等とがめられず一寸煙幕したからとて真に直にすると思ふも尾を長くまないかも。

併乍此の度の多い責任を使つて居る新聞紙上に多少の業務上の汚点位はいつれの局につかれの場所に行つてもある事がそれが直に償はるから金返信後業員に人造人間である使用出来る様にする為、

又こゝを一した業務行為等はいつれの局に於ても出る次上事務局に発生せる問題なる物に対する事は当事者の見る事日吾が文部に起れる造作君の業務汚点の所局長は其の処理方法に苦しみ中る方面を調査の結果こゝを一たゝが業局に発生して其の局で生活給に処して居る故自分も其の方法を取つたこゝの時の交渉負に言明して居ると云ふ様な御事で迷いは我局吾全通信従業員思しから出る前例を強される事になるやうの如き感にも我々は徹底抗爭を決行して問題大戸を徹職せしめ出来ない